

# 一般社団法人日本核医学会核医学認定薬剤師制度に関する規定

平成 28 年 12 月 5 日 日本核医学会教育・専門医審査委員会にて決定

## 第 1 章 総則

(目的)

- 第 1 条 核医学における放射性医薬品の調製や品質管理、薬物動態評価などをはじめとして、放射性医薬品・放射性物質の取扱に習熟した薬剤師を養成し、診療の安全性を向上して社会に貢献することを目的とする。
- 2 前項の目的を達成するため、一般社団法人日本核医学会（以下、学会）は「核医学認定薬剤師」（以下認定薬剤師）を認定する。

## 第 2 章 委員会

(運営)

- 第 2 条 この制度の運営には、学会の教育・専門医審査委員会（以下、委員会）に核医学認定薬剤師制度小委員会（以下、小委員会）を設置してこれにあたる。
- 2 委員会および小委員会の委員に薬剤師を含めることを原則とする。

## 第 3 章 認定

(認定の要件)

- 第 3 条 認定薬剤師申請の要件は、下記のすべてを満たすこと。
- (1) 認定申請時に学会の一般会員あるいは正会員であること。
  - (2) 学会会費を完納していること。
  - (3) 薬剤師であること。
  - (4) 過去 3 年間に学会が定める講習会に参加して試験に合格し、修了証の発行を受けていること。
  - (5) 認定申請時、過去 3 年間に所定の単位数を取得していること。なお、これに係る単位表および認定した学術集会と取得単位表は別に定める。
  - (6) 放射性医薬品の調製や品質検査にかかる一定の経験を有すること。経験内容については別に定める。

(認定申請の方法)

- 第 4 条 認定申請者は、次の必要書類に認定料を添えて所定の期日までに学会に提出する。
- (1) 認定審査申請書類
  - (2) 薬剤師の免許証のコピー
  - (3) 学会が定める講習会の修了証

(認定証の発行)

- 第 5 条 委員会は認定および更新の申請を審査する。合格者には理事会の承認を得て、認定証を発行する。

## 第4章 更新

### (資格更新)

第6条 認定薬剤師は認定を受けた年から5年ごとに認定薬剤師資格更新を受けなければ、引き続き認定薬剤師を呼称することはできない。

### (更新の要件)

第7条 更新の要件は下記のすべてを満たすこと。

- (1) 更新申請時に認定薬剤師であること。
- (2) 更新申請時に過去5年間継続して学会会費を完納していること。
- (3) 学会が定める講習会に5年ごとに参加して試験に合格し、修了証の発行を受けていること。
- (4) 更新申請時、過去5年間に所定の単位数を取得していること。なお、これに係る単位表および認定した学術集会と取得単位表は別に定める。
- (5) 前回の更新以降、核医学領域の業務に関与があること。

### (更新の保留)

第8条 過去5年間に取得した単位数が、所定の単位数を満たさない場合は、資格更新の保留を申し出て、所定単位数を取得後に更新の申請をすることができる。ただし、保留期間中は認定薬剤師を呼称することはできない。

2 委員会は保留の申し出について、産休育休、海外留学、長期病気療養等の事情を十分に配慮する。

### (更新申請の方法)

第9条 更新申請者は、次の必要書類に更新料を添えて所定の期日までに学会に提出する。

- (1) 資格更新申請書類
- (2) 単位取得証明書
  - ・学術集会、学術講演会、教育講演会等に参加および受講したことを証明する書類の写し
  - ・演者としての単位申請は、それを証明するプログラム、抄録等の写し
  - ・学術論文発表の場合は、それを証明するその部分の写し

## 第5章 処罰と資格喪失

### (処罰)

第10条 委員会は認定薬剤師としてふさわしくない下記(1)～(5)の行為があった時には、理事会の承認を得て、認定薬剤師の資格を取り消すなどの処罰を行うことができる。

- (1) 認定薬剤師資格取得における不正行為
- (2) 医療および放射線取扱に関する違法行為
- (3) 生命倫理に反する行為

### (退会による資格喪失)

第11条 学会を退会したときには認定薬剤師の資格を失う。

## 第6章 費用

(認定更新費用)

第12条 認定薬剤師の認定、更新のための規定の料金を徴収する。

認定料は10,000円(税別)とする。

更新料は10,000円(税別)とする。

附則

- 1 本規定は平成29年10月1日から施行する。
- 2 本規定は5年以内に見直すこととする。
- 3 移行措置として認定申請に係る第3条(4)および(5)「過去3年間」を「過去5年間」とする(平成32年(2020年)まで)。
- 4 (認定薬剤師申請の要件)第3条(4)および(更新の要件)第7条(3)に規定する、学会が定める講習会については、当面は放射性医薬品取り扱いガイドライン講習会がこれに相当する。